

4 土地利用区分、定義および把握方法

利用区分	定 義	把握方法
<p>1 農用地</p> <p>(1) 農地</p> <p>(2) 採草放牧地</p>	<p>農地法第2条第1項に定める農地及び採草放牧地の合計である。</p> <p>耕作の目的に供される土地であって畦畔を含む。</p> <p>農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの。</p>	<p>田と畑の合計である。</p> <p>田については「滋賀農林水産統計年報」(近畿農政局)の田の面積である。</p> <p>畑については「滋賀農林水産統計年報」(近畿農政局)の畑の面積である。</p> <p>「世界農林業センサス・滋賀県統計書(林業編)」の採草放牧に利用されている面積のうち、森林以外の草生地(野草地)を採草放牧地とする。</p>
<p>2 森林</p>	<p>国有林と民有林の合計である。なお、林道面積は含まない。</p> <p>1) 国有林</p> <p>ア．林野庁所管国有林 国有林野の管理経営に関する法律第2条に定める国有林野から採草放牧地を除いたもの。</p> <p>イ．官行造林地 旧公有林野等官行造林法第1条の規定に基づき契約を締結しているもの。</p> <p>ウ．その他省庁所管国有林 林野庁以外の国が所有している森林法第2条第1項に定める森林。</p>	<p>林野庁所管国有林面積から国有林道面積を差し引いたものである。(滋賀森林管理署)</p> <p>官行造林地の面積である。(滋賀森林管理署)</p> <p>「世界農林業センサス・滋賀県統計書(林業編)」(近畿農政局)の現況森林面積の林野庁以外の官庁の面積である。</p>

利用区分	定 義	把握方法
3 原 野	<p>2) 民 有 林 森林法第 2 条第 1 項に定める森林であって同法同条第 3 項に定める民有林。</p> <p>「世界農林業センサス林業調査報告書」の「森林以外の草生地」から「採草放牧地」及び国有林に係る部分を除いた面積である。</p>	<p>地域森林計画対象民有林に同対象外民有林を加えたものである。</p> <p>「世界農林業センサス・滋賀県統計書（林業編）」（近畿農政局）の森林以外の草生地から林野庁所管以外の草生地と採草放牧地を除いたものである。</p>
4 水 面	<p>水面、河川及び水路の合計である。</p> <p>1) 水 面 湖沼（人造湖及び天然湖沼）並びにため池の満水時の水面である。</p> <p>2) 河 川 河川法第 4 条に定める一級河川、同法第 5 条に定める二級河川及び同法第 100 条に定める準用河川の同法第 6 条に定める河川区域。</p>	<p>天然湖沼（面積 0.1k m²以上） 1 k m²以上については、「全国都道府県市区町村別面積調」（国土地理院）による。0.1～0.99k m²のものについては、「自然環境保全基礎調査」（環境省）による。</p> <p>人造湖（堤高 15m 以上） 「ダム年鑑」及び「ダム便覧」（財）日本ダム協会）による。</p> <p>ため池（堤高 15m 未満） 「国土利用計画基礎資料」（昭和 51 年 12 月県土地対策課発行の昭和 50 年数値を基礎として各市町村の調査による。</p> <p>一級河川については、「国土利用計画基礎資料」（昭和 51 年 12 月県土地対策課発行の昭和 50 年数値を基礎として、「用地買収面積」「廃川面積」（河港課）の加減による。 準用河川については各市町村の調査による。</p>

利用区分	定 義	把握方法
5 道 路	<p>3) 水 路 農業用排水路。</p> <p>一般道路、農道、及び林道の合計である。車道部(車道、中央帯、路肩)、歩道部、自転車道部及び法面等からなる。</p> <p>1) 一般道路 道路法第3条第1項に定める道路。</p> <p>2) 農 道 圃場内農道および圃場外農道。</p> <p>3) 林 道 国有林林道及び民有林林道。</p>	<p>水路面積は以下の算式により、水田面積に水路率を乗じて求めた。 $\text{水路面積} = (\text{整備済水田面積} \times \text{整備済水田の水路率}) + (\text{未整備水田面積} \times \text{未整備水田の水路率})$</p> <p>高速自動車国道については、西日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)の資料による。 一般国道、県道および市町村道については「道路統計年報」(国土交通省道路局)の道路敷面積。</p> <p>農道面積は以下の算式による $\text{農道面積} = (\text{整備済水田面積} \times \text{整備済水田の農道率}) + (\text{未整備水田面積} \times \text{未整備水田の農道率}) + (\text{整備済畑面積} \times \text{整備済畑の農道率}) + (\text{未整備畑面積} \times \text{未整備畑の農道率})$</p> <p>林道のうち、国有林道延長(滋賀森林管理署)および民有林道延長「滋賀県森林・林業統計要覧」(森林政策課)の一定幅員8mを乗じて算出する。</p>
6 宅 地	<p>建物の敷地及び建物の維持又は効用を果たすために必要な土地である。</p>	<p>「固定資産の価格等の概要調書」(県税政課)の宅地のうち評価総地積村落地区については地籍調査進捗状況及び地籍調査実施前後の宅地面積変動率(1.35を用いて補正したもの)と非課税地積を加えたもの。</p>

利用区分	定 義	把握方法
(1) 住 宅 地	<p>「固定資産の価値等の概要調書」の評価総地積の住宅用地と非課税地積のうち、都道府県営住宅用地、市町村営住宅用地および公務員住宅用地を加えたもの。</p>	<p>評価総地積の住宅地 「固定資産の価格等の概要調書」(県税政課) の数値に住宅地の村落地区補正量を加えたもの。 宅地の村落地区補正量に補正係数 0.7 を乗じた。</p> <p>公営住宅地 「滋賀県公有財産表」(県財政課) および市町村調査による。</p> <p>公務員住宅地 「滋賀県公有財産表」(県財政課) および大津財務事務所、市町村調査による。</p>
(2) 工場用地	<p>「工業統計表(用地・用水編) 」にいう「事業所敷地面積」を従業員 10 人以上の事業所敷地面積に補正したもの。</p>	<p>従業員 30 人以上の規模の事業所については、「工業統計調査結果報告書」(県統計課) の敷地面積。 従業員 10 人以上 29 人以下の事業所については同報告書を基に次の算式により算定した。</p> $10 \text{ 人} \sim 29 \text{ 人の事業所面積} = 30 \text{ 人以上の事業所面積} \times 10 \text{ 人} \sim 29 \text{ 人の製造品等出荷額} \div 30 \text{ 人以上の製造品等出荷額}$
(3) その他の宅地	<p>(1)、(2) のいずれにも該当しない宅地。</p>	<p>宅地面積から住宅地面積と工業用地面積を除いたものである。</p>
7 そ の 他	<p>県土面積から「農用地」、「森林」、「原野」、「水面・河川・水路」、「道路」および「住宅」の各面積を差し引いたものである。</p>	<p>定義と同じ。</p>

利用区分	定 義	把握方法
8 合 計 (市街地)	<p>国土交通省国土地理院公表の数値である。</p> <p>国勢調査による「人口集中地区」である。</p>	<p>「全国都道府県市区町村別面積調」(国土地理院)による。</p> <p>「国勢調査」(総務省統計局)による。</p>